

## 平成29年横瀬町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月25日(水) 午前10時から11時00分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長 3番 富田 祐次

会長職務代理者 9番 岸岡 広雄

農業委員 1番 浅見 孝子

2番 小室 寿徳

4番 町田 恒夫

5番 町田 修一

6番 今井 健司

7番 木崎 泰明

8番 加藤 典男

10番 富田 哲夫

農地利用最適化推進委員 第1 平沼 敏明

第2 小河 俊夫

4. 欠席委員(1人)

第3 村越 聡

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条による許可申請に関する件

第4 議案第2号 農地法第4条による許可申請に関する件

第5 議案第3号 農地法第5条による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 町田 文利

書記 町田 勝一

## 7. 会議の概要

議 長 本日は、農業委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回農業委員会を開会いたします。

農地最適化推進委員の村越委員が欠席しております。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

4番、町田恒夫委員、5番、町田修一委員のご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第1号番号1、2については関連性がございますので、一括上程し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、一括上程し審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼委員。

平沼推進委員 今事務局からの説明がありましたが、私と町田委員で22日16時ごろ現地を見てきました。現況につきましましては、両方とも事務局の説明のとおりでございます。また、議案1号番号2の申請地、用水等の問題があると感じましたので、事務局でよろしく願いできたらと思います。

以上でございます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の町田委員、お願いします。

4番。

町田委員 町田です。

推進委員とつぶさに現地を見てまいりまして、本人も耕作の意思があるようでありますので、ご審議のほどをお願いしたいと思います。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。ございませんか。

7番。

木崎委員 質問させてください。

まず、この譲受人が同一人で、物件が2件上がっているということで、申請も2件分で上がってきて、今一緒に審議をしている状況でございますけれども、この文書が上がってきた時点につきましましては、文書自体は優先順位をつけて受け付けをする方法でいいのですか。受付番号も○と○という番号が入っているので、そのような形で私は理解したのですが、それでよろしいかお願いします。

議長 事務局。

事務局 7番委員さんの質問にお答えさせていただきたいと思います。

申請人が同日に同じ申請を2件持ってきましたので、申請人が提出したとおりの順番で番号を付けて受付けて受理したところでございます。

以上でございます。

議長 7番。

木崎委員 そうしますと、この3条の許可申請書の中にいろいろと調書がついています。その中の申請者の表題があって、もう一枚めくって4枚目のところに5の1というのがあります。権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計が〇〇〇〇。これは私がこの計算をすると、2番のほうの面積まで含めた数字がここは入ってしまっているのですが、そういった解釈でよろしいですか。1号、2号という形で順位づけがされてこれが提出さ

れていることになると、〇〇〇〇の数字は変わってくるのかなと思うのですが、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 7番委員さんの再度のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。本来ですと譲受人が同一でございますので、同一の審議になるということで、番号1、番号2を合わせた耕作面積を記入して提出をさせておるところでございます。

以上でございます。

議 長 7番。

木崎委員 そうしますと、番号2の申請の添付書類のほうも、先ほど申し上げた〇〇〇〇の数字が出ています。しかし、取得面積のところ、作付けの作物別の作付面積、数字が、変わってくるのではないかと思います、その辺はどうなのですか。これは、ただ単に数字、〇〇〇〇という数字が載っています。本当に細かいことで申しわけないのですが、本来その考え方でいけば、ここはあくまで合計された面積で2つ、1番、2番の面積を合計されたものがここへ、〇〇〇〇ではなくてたされたものが来ていい気がするのですが、確認をしてください。

議 長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時22分

議 長 再開いたします。

事務局。

事務局 7番委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど農地法第3条第2項第5号関係の5の1の関係の権利を取得した後の面積なのですが、2段書きに記載をして本人に許可証を渡したいと思

います。

以上です。

議 長 よろしいですか、7番。

木崎委員 ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。

9番。

岸岡委員 9番です。

この内容に対しては、農地を守る観点から、また棚田という場所を守る

ためにも非常に大切なことであり、内容的には賛成の意見でございます。  
しかし、申請の内容で1点確認をしておきたい点がありますので、事務局  
に質問をさせていただきます。

まず、面積の公図が添付されておりますが、具体的に公図の位置と棚田  
の現場の位置が、あぜなどができておりました、合っていないのです、そ  
の辺の確認をまず事務局がどのようにされたか、現場を見たか、聞かせて  
いただけますか。

議 長 事務局。

事 務 局 9番委員さんにお答えをさせていただきたいと思います。

公図と現況が相違しているということでございますが、その土地につい  
ては、譲受人にも話をして、境が現況と公図が違っていますという話をし  
て了解をして、今後私が取得した以降に測量して、また隣接の方もいます  
ので、協議しながら進めていきたいということでございます。

以上でございます。

議 長 9番さん。

岸 岡 委 員 よろしく願いいたします。公図を直してください。

議 長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時42分

議 長 再開いたします。

他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第1号番号1、2につきましては、許  
可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第1号番号1、2、農地法第3条の規定による許可申請に  
関する件につきましては、許可することに決定いたしました。

日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件  
を議題といたします。

議案第2号について事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明は終了いたしました。  
続きまして、担当委員の説明に移ります。  
担当委員の平沼推進委員、お願いします。  
平沼委員。

平沼推進委員 1月22日に現地を確認してきました。今事務局から説明がありましたとおり、町〇号線から左へ入ったところで、この添付資料に写真がついています。道路として既に利用しておりますので始末書も添付されてありますのでご審議の程お願いいたします。

以上でございます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。  
補助委員の8番、加藤委員、お願いします。

加藤委員 8番、加藤です。

ただいまの推進委員さんのご説明のとおり間違いございませんので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。  
続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第2号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第3号番号1と2については、関連性がございますので、一括上程して審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、一括審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員 担当地区推進委員の小河です。

1月19日、小室委員と連携し申請地を確認いたしました。地番〇〇〇〇番〇は現状宅地で、ただいま住宅が建てられて居住にしておりました。

番号2、地番〇〇〇〇番〇は現状宅地で、駐車用の工作物が建てられておりました。隣接した農地はないようです。審議の程よろしくお願いします。

以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員、2番、小室委員、お願いします。

2番。

小室委員 2番、小室です。

小河推進委員さんの説明どおりでしたので、ご審議をお願いします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第3号番号1、2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第3号番号1、2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号番号3、農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 〔事務局朗読説明〕  
議長 事務局の説明は終了いたしました。  
続きまして、担当委員の説明に移ります。  
担当委員の平沼推進委員、お願いします。  
平沼委員。

平沼推進委員 1月の21日に岸岡委員と同行して現地を確認しました。今事務局からの説明がありましたとおり、何もつくっていない畑でございます。現況は、東側に町道がありまして、240のU字溝が畑沿いに入っております。  
以上でございます。よろしくをお願いします。

議長 担当委員の所見を終了いたします。  
続きまして、補助委員の9番、岸岡委員、お願いします。

岸岡委員 9番です。  
現地は、既に整地状態になっておりまして、いつでもうちが建てられるような状況でございました。何ら問題ないと思いますので、こちらからは特に報告はありません。  
以上です。

議長 以上で担当委員の説明を終了いたします。  
続きまして、質疑に移ります。質疑はございませんか。  
〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。上程中の議案第3号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。  
よって、議案第3号番号3、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。  
続きまして、議案第3号番号4、農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。  
事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕  
議長 事務局の説明は終了いたしました。



続きまして、担当委員の説明に移ります。  
担当委員の小河推進委員、お願いします。  
小河委員。

小河推進委員 担当の小河です。

1月15日、富田委員と申請地〇〇〇〇番〇の現状確認をいたしました。  
現況は畑で、休耕状態であります。南側には町道があり、その道沿いに両  
脇の水路があります。

以上、審議をよろしくお願いします。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の10番、富田委員、お願いします。

富田委員 10番、富田です。

小河委員さんから説明があったとおりでございまして、右隣にはもう2  
軒住宅がありまして、その他田んぼ、畑にも影響がないと思いますので、  
ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第3号番号4につきましては、許可相  
当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第3号番号4、農地法第5条の規定による許可申請に関す  
る件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達するこ  
とに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発  
言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において  
整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

本日の委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちま  
して閉会といたします。

(午前11時00分)